

障害者用駐車場、26 府県で相互利用開始 利用証は統一せず

障害者用駐車場に自動車を止める障害者らに自治体が交付する「駐車場利用証（パーキングパーミット）」が、4 月 1 日から 26 府県で相互に利用できるようになった。これまでは利用証を持っていたても他の県では無効とされる場合があり、佐賀県と京都府が相互利用を呼び掛けていた。

利用証は、障害者用駐車場を必要としない人が車を止めることを防ぐため、本当に必要な人に自治体が交付するもの。利用証を持たない車が駐車すると、協力駐車場の管理者がその運転手に注意する。

全国に先駆けて 2006 年 7 月に導入した佐賀県に

よると、2012 年 1 月現在、24 府県で交付された利用証は約 20 万枚。協力駐車場のある施設は民間・公共合わせて約 1 万 6,000 か所に上るという。

相互利用が可能になるのは岩手・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・福井・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島

の 26 府県。交付対象者の範囲や利用証のデザインは、統一しない。

（福祉新聞・2570 号 2012 年 4 月 9 日）